

## 七飯町総合評価方式審査委員会要領

### (設置)

第1条 この要領は、七飯町が発注する建設工事において、総合評価方式に関し必要な事項を審査するため、七飯町総合評価方式試行要領第5条第2項の規定に基づき、七飯町総合評価方式審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、必要な調査及び審議を行うものとする。

- (1) 総合評価方式による試行要領の作成に関すること。
- (2) 総合評価方式による実施箇所の選定に関すること。
- (3) 総合評価方式による評価基準設定に関すること。
- (4) 総合評価方式による審査と評価に関すること。
- (5) その他総合評価方式について必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、経済部土木課長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、議事運営に必要があると認めるときは、職員の中から臨時の委員を任命することができる。

### (特別委員)

第4条 第2条の規定する事項については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、学識経験を有する者の意見を聴くため、委員会に特別委員をおくものとする。

- 2 特別委員は、意見聴取する事項に関し、学識を有する者2名とし、町長が委嘱する。
- 3 特別委員の任期は、委嘱の日から1年とする。
- 4 特別委員に事故が生じた場合は後任を選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 5 特別委員は、委員会の議決に加わることができない。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決することとする。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、経済部土木課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年5月10日）

この要領は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

七飯町総合評価方式審査委員会委員

区 分	委 員 名
委員長	経済部長
	経済部土木課長
	経済部都市住宅課長
	経済部農林水産課長
	経済部水道課長